平成２８年（フ）第２号
大阪市浪速区元町３丁目10番20号
破産者　ムトウ印刷株式会社
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４号
三重県名張市梅が丘北５番町194番地　B、前住所三重県伊賀市三田1706番地１　マインゲノッセ　203号室
破産者　村松　浩和
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３９号
京都府与謝郡与謝野町字男山1680番地
破産者　岩滝化学株式会社
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第１５４号
大阪府豊中市立花町３丁目７番20号
破産者　有限会社ケイエヌ
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２１号
和歌山市紀三井寺658番地
破産者　サンエー食品株式会社
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２６号
和歌山県海草郡紀美野町長谷1260
破産者　株式会社メタルコート
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
千葉県香取郡神崎町郡1008番地１
破産者　株式会社マイハウス
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第５１号
石川県能美市大長野町ト53番地18、商業登記簿上の本店所在地金沢市高畠１丁目４番地寺西ビル１Ｆ
破産者　有限会社ひなの・プロダクツ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２３号
高知県高岡郡四万十町香月が丘６－７（登記簿上の本店所在地　高知県高岡郡四万十町香月が丘５番17号）
破産者　有限会社ノエビア窪川販社
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２２３号
茨城県土浦市霞ケ岡町８番19号
破産者　葛巻　一男
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第９６１号
名古屋市中川区大畑町２丁目86番地　ヤマトマンション大畑Ⅱ502
破産者　西尾　雅登
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５３２号
名古屋市西区花の木２丁目23番12号　ホワイトキャッスル天神山305号
破産者　山﨑　栄一
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００号
島根県出雲市斐川町上直江1523番地
破産者　陶山　幸喜
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１９６３号
北海道石狩市花川南10条２丁目137番地　フロンティア花川202号
破産者　小泉　恵理（旧姓高野）
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６号
群馬県高崎市下里見町504番地10
破産者　武井　　悟
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４２３号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金873番地６　コーポ久保201号、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字塚越235番地３
破産者　井上　友一
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５１９号
埼玉県ふじみ野市うれし野２丁目10番２－1008号
破産者　佐野　孝一
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０１号
神奈川県南足柄市塚原1943番地　石川ハイツＢ－106、破産手続開始決定時の住所神奈川県南足柄市沼田13番地１　ドエルK103
破産者　北山くみ子
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６５号
神奈川県平塚市万田１－４　フルール湘南301、住民票上の住所神奈川県平塚市見附町13番６－1002号　ダイアパレス平塚見附
破産者　黒澤　和一
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部